

## 平成30年度 河南町特別職報酬等審議会資料

### 目 次

- 資料 1 特別職等報酬の改定経過
- 資料 2 府内町村長等特別職の給料比較
- 資料 3 府内町村特別職等の報酬状況
- 資料 4 平成26年度特別職報酬等審議会答申（特別職の給料額等）
- 資料 5 平成28年度特別職報酬等審議会答申（議員の報酬額等）
- 資料 6 平成29年度特別職報酬等審議会答申（特別職の退職手当）
- 資料 7 河南町特別職報酬等審議会条例

## 資料1

## 特別職等報酬の改定経過

単位：円

区 分	町 長		副町長(助役)		教 育 長	
		前回比較		前回比較		前回比較
昭和62年 4月 1日	560,000	9.8%	500,000	8.7%	470,000	9.3%
平成 元年 7月 1日	630,000	12.5%	560,000	12.0%	530,000	12.8%
平成 3年 4月 1日	750,000	19.0%	630,000	12.5%	600,000	13.2%
平成 5年 4月 1日	840,000	12.0%	700,000	11.1%	670,000	11.7%
平成13年 4月 1日	据 え 置 き					
平成15年12月 1日	798,000(附則)	△5.0%	679,000(附則)	△3.0%	649,900(附則)	△3.0%
平成19年1月 1日	756,000(附則)	△5.3%	679,000(附則)	0.0%	649,900(附則)	0.0%
平成20年10月1日	756,000(附則)	0.0%	679,000(附則)	0.0%	649,900(附則)	0.0%
平成22年4月1日	756,000(附則)	0.0%	679,000(附則)	0.0%	649,900(附則)	0.0%
平成26年4月1日	730,800(附則)	△3.4%	658,000(附則)	△3.2%	629,800(附則)	△3.2%

(平成15年12月1日改定分については、報酬審議会に諮っていません。)

# 府内町村長等特別職の給料比較

資料 2

(平成30年4月1日現在)

	町長		副町長		教育長		地域手当
	順位	順位	順位	順位	順位	順位	
高本町 30,601人	800,000	⑤	705,000	②	655,000	③	有(6%)
	800,000	②	705,000	①	655,000	②	
条例本則どおり							
豊能町 20,025人	820,000	②	720,000	①	650,000	④	有(6%)
	656,000	⑥	648,000	⑦	604,500	④	
能勢町 10,393人	20%カット		10%カット		7%カット		なし
	740,000	⑨	650,000	⑥	600,000	⑥	
条例本則どおり							
忠岡町 17,270人	810,000	④	670,000	⑤	620,000	⑤	有(6%)
	567,000	⑩	670,000	③	558,000	⑧	
熊取町 43,927人	30%カット		(欠員中)		10%カット		有(6%)
	760,000	⑦	646,000	⑧	598,000	⑧	
田尻町 8,767人	608,000	⑨	581,400	⑨	568,100	⑥	なし
	20%カット		10%カット		5%カット		
岬町 16,132人	652,000	⑩	617,000	⑩	563,000	⑨	なし
	652,000	⑧	617,000	⑤	563,000	⑦	
条例本則どおり							
太子町 13,570人	770,000	⑥	640,000	⑨	600,000	⑥	なし
	654,000	⑦	544,000	⑩	510,000	⑩	
千早赤阪村 5,362人	15%カット		15%カット		15%カット		なし
	820,000	②	700,000	③	660,000	②	
河南町 15,729人	672,400	⑤	665,000	④	627,000	③	有(6%)
	18%カット		5%カット		5%カット		
町村平均	750,000	⑧	650,000	⑥	540,000	⑩	なし
	750,000	③	650,000	⑤	540,000	⑨	
条例本則どおり							
町村平均	840,000	①	700,000	③	670,000	①	なし
	840,000	①	700,000	②	670,000	①	
条例本則どおり							
776,200		669,800		615,600			
693,940		643,040		589,560			

(人口は平成30年1月現在住民基本台帳数値)

# 府内町村特別職等の報酬状況

資料 3

**町 長** 条例本則ベース (平成30年4月1日現在、単位:円)

町 村 名	給 料	地域手当		支給合計	順位
		金額	率		
島 本 町	800,000	48,000	6%	848,000	③
豊 能 町	820,000	49,200	6%	869,200	①
能 勢 町	740,000	なし		740,000	⑨
忠 岡 町	810,000	48,600	6%	858,600	②
熊 取 町	760,000	45,600	6%	805,600	⑥
田 尻 町	652,000	なし		652,000	⑩
岬 町	770,000	なし		770,000	⑧
太 子 町	820,000	なし		820,000	⑤
千早赤阪村	750,000	45,000	6%	795,000	⑦
河 南 町	840,000	なし		840,000	④

**町 長** 削減ベース (平成30年4月1日現在、単位:円)

町 村 名	給 料	地域手当		支給合計	順位
		金額	率		
島 本 町	800,000	48,000	6%	848,000	①
豊 能 町	656,000	39,360	6%	695,360	⑤
能 勢 町	740,000	なし		740,000	④
忠 岡 町	567,000	34,020	6%	601,020	⑩
熊 取 町	608,000	36,480	6%	644,480	⑨
田 尻 町	652,000	なし		652,000	⑧
岬 町	654,000	なし		654,000	⑦
太 子 町	672,400	なし		672,400	⑥
千早赤阪村	750,000	45,000	6%	795,000	③
河 南 町	840,000	なし		840,000	②

河 南 町 (13%削減)	730,800	なし		730,800	④
河 南 町 (8%削減)	772,800	なし		772,800	③

副町長 条例本則ベース

(平成30年4月1日現在、単位:円)

町 村 名	給 料	地域手当		支給合計	順位
島 本 町	705,000	42,300	6%	747,300	②
豊 能 町	720,000	43,200	6%	763,200	①
能 勢 町	650,000	なし		650,000	⑧
忠 岡 町	670,000	40,200	6%	710,200	③
熊 取 町	646,000	38,760	6%	684,760	⑦
田 尻 町	617,000	なし		617,000	⑩
岬 町	640,000	なし		640,000	⑨
太 子 町	700,000	なし		700,000	④
千早赤阪村	650,000	39,000	6%	689,000	⑥
河 南 町	700,000	なし		700,000	④

副町長 削減ベース

(平成30年4月1日現在、単位:円)

町 村 名	給 料	地域手当		支給合計	順位
島 本 町	705,000	42,300	6%	747,300	①
豊 能 町	648,000	38,880	6%	686,880	⑤
能 勢 町	650,000	なし		650,000	⑦
忠 岡 町	670,000	40,200	6%	710,200	②
熊 取 町	581,400	34,884	6%	616,284	⑨
田 尻 町	617,000	なし		617,000	⑧
岬 町	544,000	なし		544,000	⑩
太 子 町	665,000	なし		665,000	⑥
千早赤阪村	650,000	39,000	6%	689,000	④
河 南 町	700,000	なし		700,000	③

河 南 町 (13%削減)	609,000	なし		609,000	⑨
河 南 町 (8%削減)	644,000	なし		644,000	⑦

教育長 条例本則ベース (平成30年4月1日現在、単位:円)

町 村 名	給 料	地域手当		支給合計	順位
島 本 町	655,000	39,300	6%	694,300	①
豊 能 町	650,000	39,000	6%	689,000	②
能 勢 町	600,000	なし		600,000	⑦
忠 岡 町	620,000	37,200	6%	657,200	⑤
熊 取 町	598,000	35,880	6%	633,880	⑥
田 尻 町	563,000	なし		563,000	⑩
岬 町	600,000	なし		600,000	⑦
太 子 町	660,000	なし		660,000	④
千早赤阪村	540,000	32,400	6%	572,400	⑨
河 南 町	670,000	なし		670,000	③

教育長 削減ベース (平成30年4月1日現在、単位:円)

町 村 名	給 料	地域手当		支給合計	順位
島 本 町	655,000	39,300	6%	694,300	①
豊 能 町	604,500	36,270	6%	640,770	③
能 勢 町	600,000	なし		600,000	⑥
忠 岡 町	558,000	33,480	6%	591,480	⑦
熊 取 町	568,100	34,086	6%	602,186	⑤
田 尻 町	563,000	なし		563,000	⑨
岬 町	510,000	なし		510,000	⑩
太 子 町	627,000	なし		627,000	④
千早赤阪村	540,000	32,400	6%	572,400	⑧
河 南 町	670,000	なし		670,000	②

河 南 町 (13%削減)	582,900	なし		582,900	⑦
河 南 町 (8%削減)	616,400	なし		616,400	④

平成 26 年 6 月 19 日

河南町長 武田勝玄 様

河南町特別職報酬等審議会

会長 槇野日出男

町長及び副町長の給料の額等について (答申)

平成 26 年 5 月 16 日に本審議会に対して町長から諮問のあった標記について、慎重に審議した結果、次のとおり答申します。

1. 町長及び副町長の給料の額について

(1) 給料額

町長及び副町長の給料額については、次のとおりとすることが適当である。

町 長	月額	7 3 0, 8 0 0 円 (1 3 %削減)
副町長	月額	6 5 8, 0 0 0 円 (6 %削減)

(2) 改定の実施時期

町長及び副町長の給料額改定の実施時期については、平成26年7月1日とすることが適当であり、期間は、平成30年3月31日までとする。

ただし、町長の13%削減のうち10%相当分及び副町長の6%削減のうち3%相当分については、情勢適応の原則から平成26年4月1日から適用することとし、特別給の期末手当で調整するのが適切と考える。

2. 審議会開催状況

第1回審議会	平成26年	5月16日
第2回審議会	平成26年	6月2日
第3回審議会	平成26年	6月19日

3. 審議経過及び内容

河南町特別職報酬等審議会は各種団体等からなる5名の委員構成で、平成26年5月16日に設置され、「町長及び副町長の給料の額等について」と「議会の議員報酬の額等について」の2件に関し諮問を受けたが、総合的に検討する必要があると判断し、審議については同時に実施し、答申については、均衡を図ることとする。

町長及び副町長の給料額については、平成19年1月1日から、町長は10%の削減、副町長は3%の削減が実施されている。その後、2度にわたり河南町特別職報酬等審議会が設置され、審議された結果、同様の答申がなされている。



また、本町の財政状況や税收、一般職の職員の給与の減額状況等を考慮すれば、削減の継続はやむを得ず、削減後の給料額が情勢に適応していると判断する。

また、町長の行財政運営及び情報発信力は非常に高く評価することが出来ることから、削減率については、従来どおりの削減率が相当であるとの意見があった。

しかし、従来どおりの削減後の給料額においても、大阪府下の町村と比較した場合、高水準となることから、さらに上乘せする必要があるか検討することとした。

平成22年以降において、一般職の職員の給与は、人事院勧告により、1.7%の減額となっており、また、職員のラスパイレース指数は、大阪府下の町村平均を下回っている。

また、今回、「議会の議員報酬の額等について」も諮問を受け、議員報酬についても、3%削減することとすることを考慮すると、町長及び副町長の給料額についても、従来の削減率にそれぞれ3%を上乘せすることがやむを得ないと判断する。

#### 4. おわりに

今後、本町の抱える行政課題は、将来に大きな影響を及ぼすものもあり、困難な町政運営になることが予測されるが、更なる活躍を期待する。

また、今後、4年間に於いて、社会経済情勢、町財政状況等に急激な変化が生じた際には、その都度、必要に応じた見直しを実施すべきことを意見として申し添える。

平成 28 年 11 月 21 日

河南町長 武 田 勝 玄 様

河南町特別職報酬等審議会

会長 槇 野 日 出 男

議会の議員報酬の額等について (答申)

平成 28 年 11 月 7 日に本審議会に対して町長から諮問のあった標記について、慎重に審議した結果、次のとおり答申します。

1. 議会の議員報酬の額について

(1) 報酬額

議会の議員の報酬額については、次のとおりとすることが適当である。

議 長	月額	358,900円 (3%削減)
副議長	月額	331,700円 (3%削減)
議 員	月額	313,300円 (3%削減)

(2) 改定の実施時期

議会の議員の報酬額改定の実施時期については、平成28年12月1日とすることが適当である。

2. 審議会開催状況

第1回審議会	平成28年11月 7日
第2回審議会	平成28年11月21日

3. 審議経過及び内容

河南町特別職報酬等審議会は各種団体等からなる5名の委員構成で、平成28年11月7日に設置され、「議会の議員報酬の額等について」諮問を受けた。

議会の議員報酬については、前回の河南町特別職報酬等審議会答申（平成26年6月19日）では、議員の任期中であったことから平成28年10月2日まで議員報酬を3%削減するものであった。平成28年10月の改選により、条例本則で支給されることとなったことから、再度検討する。

平成20年以降議員報酬の本則は、改定がなされていない。この間、経済界の動きはデフレスパイラルの中、給与所得は降下を続け、雇用環境も悪化していた。平成25年の政権交代を期に、平成26年以降は、最低賃金の引き上げや一般職の公務員に対する人事院勧告も、給与引き上げの改定が続いているものの、原油安の影響もありデフレからの脱却には至っていないうえ、中国を始めとするアジア新興国等の景気が下振れし、我が国の景気が下押しされるリスクがある。

また、大阪府内他町村の議会議員の報酬と比較すると、本則支給の場合、大阪府下の10町村議会の中で、議長、副議長及び議員は2番目となる。本町の財政力は、決算では黒字を維持しているものの府内市町村で下位にあり、人口減少も進行し、収入の大幅な増収は見込めない中、住民目線の立場で判断すれば、議員報酬の削減はやむを得ないと考える。

削減率については、平成26年の答申にもあるように、本町の今後の将来に大きな影響を及ぼす小学校統合などの行政課題に取り組むこととなるため3%とし、更なる町政発展のため議員各位の研鑽を期待するものとする。

平成30年 3月15日

河南町長 武田 勝 玄 様

河南町特別職報酬等審議会

会長 槇 野 日 出 男

特別職（町長、副町長及び教育長）の退職手当の額等について（答申）

平成30年1月18日付け河南人第18号により本審議会に対して町長から諮問のあった標記について、慎重に審議した結果、次のとおり答申します。

1. はじめに

平成30年1月18日に、河南町長から「特別職（町長、副町長及び教育長）の退職手当の額等について」の諮問を受けた。

平成29年12月20日の定例会議において、国家公務員の退職手当が引き下げられたことを受け、一般職の退職手当に関する条例が改正された。これにより、特別職の退職手当についても検討する必要があるため意見を求められた。

ただし、諮問を受けるまでの期間に生じた、平成29年12月5日の定例会議において可決された議員提出議案第7号、平成30年1月16日の臨時会議において可決された委員会提出議案第1号については、ともに特別職の退職手当を見直すものではあるが、当審議会としては、これらの経過や内容にとらわれることなく、中立公正な立場に立って、大阪府下の近隣市及び他町村の状況、本町の財政状況、一般職の退職手当の削減状況などから慎重に審議を重ね次の審議結果を得た。

2. 特別職（町長、副町長及び教育長）の退職手当の額等について

(1) 退職手当の算定方式及び支給割合

町長、副町長及び教育長の退職手当の算定方式及び支給割合については、次のとおりとすることが適当である。

(ア) 算定方式 在職月方式

(イ) 支給割合

町 長 100分の35

副町長 100分の22.5

教育長 100分の18

(2) 改定の実施時期

改定の時期については、一般職の退職手当に関する条例が、平成30年1月1日に施行され、同年3月31日の退職手当に適用されることから、同日に任期満了となる町長の退職手当においても上記を適用することが適当である。

### 3. 審議会開催状況

第1回審議会	平成30年	1月18日
第2回審議会	平成30年	1月29日
第3回審議会	平成30年	2月15日
第4回審議会	平成30年	3月15日

### 4. 審議経過及び内容

地方自治法第138条の4第3項の規定による町長の附属機関として、地方公共団体の特別職の報酬等の額の決定について、第三者機関の意見を聞くことにより一層の公正を期することが出来るので、区域内の公共的団体等の代表者など5名の委員構成からなる河南町特別職報酬等審議会が平成30年1月18日に設置された。

まず、第1回審議会では、町長、副町長及び教育長の退職手当の額について、諮問するに至った経過と各種資料の説明が事務局よりあった。

事務局の説明より、本町の財政力指数は町村の平均を下回り自主財源に乏しく、地方交付税に依存している構造となっているが、財政の健全化を示す指標は基準を満たしており、黒字決算を維持していることを確認した。また、税收では賦課額が減少する中で、徴収率の向上により増収になっていることを確認した。

次に特別職の退職手当を支給することについて検討を行った。府内近隣市及び町村の特別職の退職手当については、地方自治法の規定により各自治体の判断にゆだねられていることから、退職手当を廃止している自治体もあり、また、選挙公約により任期限りの削減など様々な場合が見受けられた。しかし、府内町村で退職手当を辞退している自治体はあるが、退職手当を廃止している自治体はなく、常勤である勤務形態や4年という任期における特別職としての職務・職責、業務に伴うリスクなどを考えれば、任期中の功績を評価する意味においても退職手当は支給すべきであると決定した。

第2回審議会では、前回の審議を経て、具体的な退職手当について検討を行った。まず、市町村長の退職手当については、選挙公約など自らの判断で削減していることは考慮せず、各自治体の条例に規定されている本来あるべき退職手当で検討することを決定した。

次に、退職手当の見直しの要因となった一般職の退職手当との比較において、平

成25年に大幅な引下げがあり、さらに平成29年も引下げられた事を受け、特別職の退職手当も同程度の引下げはやむを得ないと決定した。

次に、退職手当の水準は、府内町村の平均値を参考とし、算定方式や支給割合の検討を行った。

まず、算定方式について、平成30年1月臨時会議において、在職月方式から一般職同様の在職年方式に改正された。任期は4年であるが、身分が保障されているわけではなく、任期中の政治的責任などにより失職もあることから、多数の自治体で採用している在職月方式により算定することを決定した。

次に、支給割合について、前回(平成25年)の答申で引下げられた支給割合(100分の45を100分の35に引下げ)を中心に検討した。その結果、町長は、退職手当の基礎となる報酬月額を前回(10%から13%削減)より引下げていることから、前回の支給割合とした場合でも一般職との均衡が図られることから前回の支給割合と同じにすることを決定した。

この結果、町長の退職手当は、参考とした府内町村の平均値を下回る厳しい内容となるが、住民目線の立場で考えればやむを得ないと判断した。

次に、副町長及び教育長の退職手当についても、前回答申で引下げられた支給割合(副町長は100分の25を100分の22.5に、教育長は100分の20を100分の18)で検討した結果、府内町村の平均値の近似値となることから前回の支給割合と同じにすることを決定した。

前回の改正は、附則により任期限りの改正であったが、今回は、本来あるべき退職手当の審議であったことから、本則により改正することにより恒久的な削減とすることを決定した。

第3回審議会では、前2回までの審議内容について、府内町村の退職手当との比較、一般職の削減額との均衡性、前回答申からの継続性などを確認し、答申(案)について協議した。

協議において、今回の諮問は、特別職の退職手当に関するものであったが、本則により恒久的に削減するのであれば、報酬月額や期末手当など退職手当も含めた総額ベースにより府内町村との均衡を確認する必要があるとの意見により、再確認することを決定した。

第4回審議会では、事務局から総額ベースの資料より説明があった。退職手当は



府内町村を下回るが、総額ベースでは、条例本則により計算した場合、近似値ではあるが府内町村平均を上回ることを確認した。しかし、これまで特別職の報酬月額削減は、公約ではなく河南町特別職等報酬審議会の答申を受けて実施している現状を考えると条例本則が町村平均を上回ったとしても事実上は、府内町村の平均を下回っており、府内町村の比較において著しく均衡を失うものではないと判断した。従って、退職手当の支給割合については、前回までの協議結果によることを決定した。

## 5. おわりに

今回の審議の中で、町長への評価は、高い情報発信力と積極的な行動力、事業を推進するリーダーシップなど非常に優れているとの意見がある一方で、町長の退職手当が議会との確執で、社会の注目を浴びている現状に苦言を呈すると同時に、町民の負託を受けた者としての自覚の下に、高邁な見識と善意を基盤にした良識に基づき、かかる不毛の論争に早期の終結を図られるよう求めたい。

## ○河南町特別職報酬等審議会条例

昭和43年3月25日条例第4号

## 改正

平成18年6月26日条例第16号  
平成18年12月19日条例第34号  
平成20年9月5日条例第23号  
平成27年3月13日条例第2号

## 河南町特別職報酬等審議会条例

## (設置)

第1条 町長の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議するため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき河南町特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

## (所掌事務)

第2条 町長は、議会の議員報酬の額並びに町長、副町長及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬等の額について審議会の意見を聞くものとする。

## (委員)

第3条 審議会は、委員5人をもって組織し、その委員は河南町区域内の学識経験者その他住民の内から必要のつと町長が任命する。

2 委員は、当該諮問にかかる審議が終了したときは解任されるものとする。

## (会長)

第4条 審議会に会長を置き委員の互選により定める。

2 会長は会務を総理する。

3 会長に事故あるとき又は、会長が欠けたときはあらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

## (会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。  
(庶務)

第6条 この条例に定めるものの外、審議会の運営に関し必要な事項は町長が定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年 6 月26日条例第16号抄)  
(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成18年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平成18年12月19日条例第34号)

この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成20年 9 月 5 日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年 3 月13日条例第 2 号抄)  
(施行期日)

1 この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

(河南町特別職報酬等審議会条例の一部改正に伴う経過措置)

3 任期特別期間においては、第 2 条の規定による改正後の河南町特別職報酬等審議会条例の規定は適用せず、同条の規定による改正前の河南町特別職報酬等審議会条例の規定は、なおその効力を有する。